

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を定める件	告示

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件は天下り先を確保するための制度改正であることから反対である。</p>	<p>本件は、店頭外国為替証拠金取引(店頭FX取引)とそのカバー取引の規模が拡大する中で、店頭FX業者の決済リスクを軽減し、安定的なカバー取引を確保するため、店頭FX取引のカバー取引について、金融商品取引清算機関の利用を促進する観点から、取引証拠金の代用有価証券等として、金融機関から保証を受ける権利(LG:Letter of Guarantee)を追加するものです。</p>
2	<p>告示案における格付基準について、通常の投資適格と言われるBBB- (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクに関してはBaa3) まで拡げる方が、対象となる銀行が増え望ましいと考えるが如何か。</p>	<p>金融商品取引所(金融商品取引清算機関)が市場デリバティブ取引について預託を受ける取引証拠金の代用有価証券等は、当該市場デリバティブ取引に係る債務の履行を確保する際に金銭の代わりとなるものであることから、安全性や信頼性の高い資産であることが必要です。</p>
3	<p>LG 発行銀行の要件をシングル A マイナス以上ではなくトリプル B マイナス以上として頂きたい。このままでは市場が利用されない懸念があるので、内閣府令案において LG 発行銀行の要件の格付けを示すために引用している告示案を修正して頂きたい。</p> <p>理由:告示案においては、LG 発行銀行の格付要件について、シングル A マイナス以上を適格としているが、これは、一般に金融機関の適格性を示す区分(トリプル B マイナス以上)と異なり、バーゼル委員会等で定められた基準に照らしても厳しい水準である。(ちなみに、平成 23 年金融庁告示第 13 号においては、適格格付の定義をトリプル B マイナス以上としている。)</p> <p>当社が金融機関・FX 事業者と協議しながら導入を進めている FX クリアリング制度においては、金融機関が発行する LG を担保として認めることを予定している。しかしながら、LG 発行銀行が現行の格付水準(シングル A)から 2 ノッチ低下した場合、既に差し入れられた取引証拠金は無効化するので、当社は、取引参加者に直ちに代替担保(現金・他行発行 LG)の差し入れ、又はポジションの縮小を要請しなければならない。</p> <p>短期間に代替担保の調達が困難で、ポジションを縮小した場合、カバー取引の裏側にある店頭FX取引のポジション縮小を通じ、取引参加者及</p>	<p>これを踏まえ、上記の代用有価証券等として追加するLGについては、金融機関の自己資本規制の枠組みにおける「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」(平成十九年金融庁告示第二十八号)に規定する適格格付機関から一定の信用リスク区分以上の信用格付の付与を受けている者が発行するものとし、一定の安全性や信頼性を確保することが適当と考えられます。</p>

	<p>びその顧客に大きな影響を与え得る。また、このような事態が、当該銀行の LG を利用する全ての取引参加者に一斉に発生することになるので、市場全体に甚大な影響をもたらし、更に、その結果として、取引参加者の債務不履行が発生すれば、システミックリスクにも繋がりにかかない。</p> <p>当社としては、この制度が、FX 事業者が安心・便利に使用できなくなれば、市場が利用されない懸念があるので、告示案の格付要件を修正して頂きたい。</p> <p>なお、CME においても銀行発行の保証書を受け入れ可能担保としているが、発行銀行を特定しているだけで格付要件は定めていない。また、今回当社が予定している LG は、「請求から 24 時間以内の履行」を条件としており、FMI 原則(P.46)の注記の要件(当日中に換金可能なことが担保された保証書)をも満たしている。</p>	
4	<p>告示案は、LG 発行銀行の要件を、適格格付機関 5 社全てから指定の格付けを受けていることとしているようにも読め、不明確である。適格格付機関 1 社以上から指定の格付けを付与されればよいとの解釈でよいか。</p> <p>理由：適格格付機関の格付けは、格付機関の裁量で、予告なく行われるものであり、5 社のうち 1 社でもメガバンクの格付けを指定の格付け以下にすることは、蓋然性は低いとはいえ、発生する可能性がある。</p> <p>LG 発行銀行が突発的に取引証拠金の適格性を喪失するリスクがあれば、取引所・取引参加者とも、LG を安定的な担保として利用することができず、府令改正の目的である清算機関の利用促進に繋げることができなくなる。</p> <p>LG 発行銀行の要件を、適格格付機関 1 社以上から適切な水準の格付けを付与されていれば足りると読めることを明確に示して頂きたい。</p>	<p>告示では、平成十九年金融庁告示第二十八号第三条第三号の表の第一欄に掲げる者からそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に定める信用格付の付与を受けている者としています。</p> <p>条文上、表の第一欄に掲げる全ての者から一定の信用格付の付与を求めるものでないことは明確であり、表の第一欄に掲げる者 1 社以上からそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に定める信用格付の付与を受けていればよいとの解釈で問題ありません。</p>